

## 道路工事施工承認に関する条件書

道路法（昭和27年法律第180号）第24条に基づき、道路管理者の承認を受け道路工事を施工する者（以下「施工者」という。）は、道路法、同施行令その他関係法令を遵守するほか、次の条件に従わなければならない。

- 1 道路管理者が示す基準及び「道路構造物にかかる標準設計マニュアル（高知県土木部道路課）」に従い適切な方法により施行すること。
- 2 工事現場には次の標示物（工事施工許可の標示）を掲示すること。
  - ・形式：35cm×50cm以上の規格で、容易に確認できる場所に掲示
  - ・記載事項：許可年月日及び番号、工事名、許可期間、許可を受けている者の氏名及び施工業者名
- 3 工事現場には交通整理員を配置し、防護柵を設け、規定の標識を設置するほか、夜間は照明灯及び赤色灯（黄色灯）を完備する等、交通の安全を確保するための万全の措置を講ずること。
- 4 沿道住宅等への出入り口通路などを確保すること。また、道路を横断して施工する場合は、2部に分けて実施し、常に一車線以上の道路を確保するなど、交通維持のための措置を十分に講ずること。
- 5 道路掘削は、その日のうちに交通開放ができる区間にとどめること。
- 6 道路の掘削跡は速やかに埋め戻して入念につき固め、砂利を散布し、仕上げ材を考慮して、別紙「アスファルト舗装仕様書」に従い、旧道路の構造と同等以上に復旧すること。
- 7 道路掘削及び掘削跡の復旧は、別紙「道路の掘削並びに復旧工事に係る技術基準(抜粋)」「舗装復旧参考図」に従うこと。掘削以外の工事については、従来の機能を損なうことのないように施工すること。
- 8 施工者は、工事の施工中又は施工後に、道路及び道路工作物並びに道路附属物等（以下「道路等」という。）に障害を与える恐れがあると認められたため、道路管理者から、その障害を除き、又は障害を予防するための必要な措置を指示されたときは、施工者の費用負担においてこれに従うこと。
- 9 工事が他の者が所有又は管理する工作物等に損害を与え、又は何らかの影響を及ぼす恐れがあると認められるときは、あらかじめ当該関係人と協議して適切な措置を講じておくこと。協議が整わない場合は道路管理者の指示に従うこと。
- 10 工事の施工により（工事に伴う通行制限に起因したものを含む）、道路等（指定した迂回路を含む）を損傷したときは、施工者の費用負担において原形に復旧すること。
- 11 工事の施工により（工事に伴う通行制限に起因したものを含む）生じた第三者との紛争は、施工者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。

- 12 工事施工完了後（日高村長に完了届を提出し受理された後2年間（推進工法により施工の場合は、5年間）のうち）に、施設の瑕疵が発見された場合及び工事の瑕疵が原因で道路等が沈下、損傷した場合は、道路管理者の指示に従い施工者の費用負担において直ちに補修しなければならない。ただし、故意又は重大な過失のある場合は、この期間を越えても前文の責を負うこと。
- 13 工事の施工方法や施設等の仕様が、承認された内容と異なる場合又は承認の条件に違反したときは、この承認を取り消し、若しくは承認の条件を変更し、又は工事を一時停止することがある。また、道路管理者から必要な措置を指示されたときは、施工者の費用負担においてこれに従うこと。
- 14 施工者が、この承認に基づく義務を履行しないときは、道路管理者が代わってこれを執行し、又は第三者に執行させることがある。この場合の執行に要した費用は、施工者が負担すること。
- 15 施工者は、この条件書に基づき道路管理者が発する措置命令等により損害を被るようなことがあっても、その賠償を請求しないこと。
- 16 施工者は、承認内容を変更する場合は、あらかじめ道路管理者に変更申請をし、承認を受けること。ただし、軽易な変更である場合は、次条によること。
- 17 以下の場合、所定の様式により届出を行うこと。
  - ①工事の完了（中止）
  - ②軽微な事項（住所、氏名等）の変更
- 18 上記のほか、道路管理者が道路管理上必要な措置等を指示したときは、速やかにその指示に従うこと。

（行政不服審査法に基づく教示）

この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に日高村長に対して審査請求をすることができます。

（行政事件訴訟法に基づく教示）

この処分の通知を受け取った日（当該処分につき、審査請求又は異議申し立てをした場合においては、これに対する裁決又は決定（以下単に「裁決」といいます。）の送達を受けた日）の翌日から起算して6ヶ月以内に、村を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の通知を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起できなくなります）。

#### **道路法（抜粋）**

##### **第二十四条（道路管理者以外の者の行う工事）**

道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九条から第二十二條の二まで、第四十八條の十九第一項又は第四十八條の二十二第一項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。